

議

長 日程第4「報告第5号令和元年度松田町一般会計補正予算（第3号）における専決処分の不承認に伴う措置等について」を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第4項に規定する「予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は速やかに当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない」に基づく報告です。

町長の報告を求めます。

町

長 報告第5号令和元年度松田町一般会計補正予算（第3号）における専決処分の不承認に伴う措置等について。令和元年度松田町一般会計補正予算（第3号）の専決処分及び不承認とその後の措置等について、地方自治法第179条第4項の規定に基づき、次のとおり報告いたします。令和元年10月21日提出、松田町長 本山博幸。

1、専決処分を行った経緯について。築38年を経過した松田町民文化センターは、従来の教育・文化振興拠点であるとともに、複合拠点施設であり、また、町民の生命・身体等を保護する避難所に位置づけられております。町民にとって重要な施設の電源設備や空調設備等は、耐用年数が経過し、定期点検においても故障リスクが高いとの報告を受けたことから、各設備機器の更新を行う必要性が高くなりました。そのような中、一般的な更新工事では補助メニューがないことから、環境省管轄のE S C O事業として補助金の申請を行ったところ、採択を受けましたので、令和元年度松田町一般会計補正予算（第3号）を編成し、令和元年第3回松田町議会定例会において提出をさせていただきました。

しかしながら、当該会期中に議決が得られず、継続審議となりました。当該事業は貴重な財源である国庫補助金の条件となる期限内に事業を完了させる必要があるため、補正予算特別委員会に付託された案件に対し、議員の任期中に結論を出していただきたく、何度か臨時会の開催を要請したところでございますが、多忙な議員の皆様方に集まっていただくことができず、任期満了であります9月30日までの臨時会の開催ができない状況であると判断をいたしました。このようなことから、事件の緊急性（町益に対する時期を失うこと）を重視し、地方自治法第179条第1項に規定する専決処分のうち「特に緊急を要するため

議会を招集する時間的余裕がないと明らかであると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる」に該当することから、提案した補正予算（第3号）を、やむを得ず令和元年度9月30日付で専決処分を行いました。

2、専決処分の不承認に伴う措置について。専決処分は議会の承認が得られない場合においても、その効力に影響はありません。ただし、地方自治法第179条第4項の規定により「予算にかかわる専決処分について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は速やかにその専決処分に関して、必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない」とされております。必要と認める措置として、専決処分を行った経緯や、専決処分の内容、及び専決処分が不承認になったことについて町民の皆様方に御説明し、この旨を議会に報告させていただく次第でございます。なお、今回行います必要な措置の具体的な内容といたしましては、町長が町民に対して公告や、本町ホームページ、広報紙を通じて説明し報告を行います。

3、改善に向けた取り組み等について。専決処分の行為が生じた背景には、築38年を経過した町民文化センターの電源設備や空調設備の老朽化に伴い、年次点検による修繕の必要性、及び国庫補助事業を令和2年2月末までに完了する必要があるため、早急に事業執行を行うに当たり、議会の皆様方の理解、また、及び議会を招集する時間的余裕がなかったことが要因として挙げられます。今後も、議会議員の皆様方に御理解を賜り、積極的に働きかけ、議会運営に支障がないように努めてまいります。

4、結びに。今回の提案、議案の不承認について、提案者である長としてこの結果を重く受けとめ、町民の皆様方に心よりおわびを申し上げます。松田町自治基本条例第4条第2項では、町民、議会及び町長等は相互に協力して、町民主体の自治の確立を目指すこととしております。今後も、松田町自治基本条例の理念に基づき、当該責務を踏まえ、適切に対応してまいりますので、引き続き町政運営に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議 長 これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点お伺いをいたします。2ページですね、専決処分の不承認に伴う措置についてとあります。補正予算（第3号）がですね、の専決処分について、議会ではですね、不承認ということで、賛成が得られなかった。この場合ですね、必要と認める措置は、執行者がですね、必要と認めるのではなく、常識的な中でですね、行政の執行として必要だと思われる措置を行わなければいけないというふうに考えます。補正予算ですので、それを専決処分をしてしまったことで、それをですね、その専決処分の承認について、議会としては不承認としたということは、その補正予算そのものが議会としては認めなかったということであり、この場合の必要と認める措置は、その補正予算額、専決処分をした補正予算額の減額措置が、ここで必要と認める措置だというふうには解すと思いますが、そうではなくですね、これを公告や本町ホームページ、広報紙を通じて説明をするというふうな措置に置きかえてしまったことについての考え方、自治法から見た場合の、自治法にのっってこういう措置というのが適当なのかどうなのか。例えば、補正予算を専決処分をしたということで、それに対して議会が不承認としたという事例は、全国的にも見受けられますが、それらのほとんどでその補正予算をそのまま生かしてしまったというのは、年度が経過をしてしまっただけですね、3月末等で専決処分をしたものを議会が不承認として、その翌年度であった場合はですね、それができなかったという事例だと思います。今回は9月30日の専決処分に対しまして、まだ同一年度中での不承認を受けたわけですから、予算が否決されたものを減額するのではなく、町民に対する報告等という形でされるということは違うというふうに思いますので、町長のお考えをお願いをしたいと思います。

町 長 御質問ありがとうございます。内容的にはですね、井上議員が言われているその必要な措置というところに対しましては、179条の第4項についての対応ということで、必要な措置を講じるというふうなことは共通の認識だと思います。その必要な措置の中の対応の仕方として、井上議員が言われてる予算の減額を措置をするとかということも、その一つというのはあります。ありますし、そういうことも頭の中にはありましたけども、やはりこの、私の中で言うと、ここに、先ほど説明したような格好で、文化センターの機械をかえるに当たっ

て、このタイミングで補助金をいただき、しっかりと町民の方々に安心・安全な場所として提供していきたいという思いの中で、断腸の思いの中で専決処分をさせていただいたというのが、ことでもあります。ですから、必要な措置ということは、これから幅広く町民の方々にそういった説明責任を果たしながらやっていくというふうなことについても、ひとつ、解釈の中の一つとしてですね、そういった対応をしていきながら、そのときそのときの判断を町民の方々に仰いでいくというふうなことの対応も、必要な措置という範囲の中に含まれるというふうに、全国的な事例を見てもですね、考えられたこともありまして、最終的にはこのような対応をとりたいというふうな思いで、きょう報告をさせていただいているところでございます。以上です。

6 番 井 上 今の説明の中でですね、町民に対する説明をしていくと。その前にですね、私たち議会議員はですね、やはり町民の代表であり、町長も選挙でですね、選出され、執行権を持つ役割と。議会はその執行をされた予算に対するチェック機関であるという中で、当然そこですね、予算が承認されなかったことは、その事業の内容についても当然承認されなかったということで考えればですね、当然そこは補正予算を減額すべきで、また再度ですね、翌年度以降に適正なですね、形の中で、そういった町民に対する、借金・起債等を含む予算を新たに提案をすべきではないかと。何か議会は置いといて、町民だけに説明をすればいいというのは、やはり議会をですね、余り意識されていないのかなというふうに思います。それに対する回答があればお願いをいたします。

町 長 前回もお話をさせていただきましたけども、一つは議会の皆さん方を軽視しているということに重きを置かれた発言ではなかろうかというふうに思っておりますけども、そういうことは本当にございませんで、私も井上さんが先ほど言われたように、同じ立場で町民の方から負託を受けてこの場にいるということの中で、その、どの立場というところでは、なかなかやっぱりこう、違うところも出てくるのかもわかりません。ただ、町民の福祉の増進ということであって、それを機を失うということに対しては、やはり我々としてもですね、あの施設の維持管理をしていく責任者としては、このタイミングが来年というようなことではなくですね、このタイミングが一番ベストだというふうに、最終

的に判断をさせていただいたところであります。ですから、議会の皆さん方にも、今さまざまな御指摘をいただきながら、お互いの溝といたしましょうか、理解が不手際なところの、我々の説明不足があったところを、少しずつ埋めつつあるのではなからうかというふうに思っておりますので、その旨御理解いただきながらですね、丁寧に今後は進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上      まあ繰り返しになりますのでですね、ここで私の質疑はですね、以上とさせていただきます。

議 長              ほかにございませんか。

10番 齋 藤      今、井上議員のお話の中にもございました。あとですね、その9月30日に補正を専決処分されたということですけど、すぐに3日後に新しい議会が招集されて、10月3日ですよ。その3日の間、新たな補正予算を提出するような方法もあったのかなとは思いますが、時間がないというより、3日後に行われる予定はもうおわかりになってたと思うんですけど、その辺はなぜ30日に先行されたのかなというところを、ちょっとお聞きしたいと思います。

町 長              御質問ありがとうございます。この件も前回と同じになりますけども、まず私どもが議会の皆様方に提出をさせていただいたのは、前の第3回の定例会…第2回ですかね。第3回ですね、定例会のときに提出をさせていただき、やはり議員の皆さん方と最後までいろいろ議論を重ねながら決めていきたいなという思いが正直ありました。それで何度か、議員も御承知のように、17日の議会の招集告示をさせていただきましたけども、我々の不手際もありながら、最終的に議会が開けず、その後も再度議長と調整させていただいて、何とかというふうなお願いをさせていただいたところなんですけどもね、なかなか本当に多忙な皆さん方にやっぱり集まっていただくということが、非常になかなかないということもあったので、私はやっぱり、まず線が切れるところのことを、また新しい方々にその荷といたしましょうかね、判断をするということに対しては、やはりちょっと違うステージなのかなというふうに思ったので、まずは予算の件について専決をさせていただいたということになります。以上です。

10番 齋 藤      9月30日で線を引かれてやられたということで、そのようなお答えだったと

思いますけど。

あとほかにですね、あと町長はその、毎回この件については、町民の民意だと言われておりました。先ほどの中の、井上さんの話の中でも、私たちも町民の中で選ばれて、12名ここにいると思います。それもまた民意であって、それが不承認をしているという議案に対してですね、なぜ早くやってしまったのかなという部分、その辺がかみ合わなかった部分だとは思いますが。

あと、その文化センターが災害のときに避難所として使用されるという中におきましてもですね、ハザードマップを見ますと、ちょうど文化センターが三角形で空白の地域になってるのかな、あの絵柄を見ますと。ただ、今回の台風の影響を見ますと、想定外のことしか起こってないです。だから、三角地帯といいますが、そこが土砂が流入する可能性もございまして。松田山を控えたこの町ですので、その可能性はすごくあると思いますし、たとえ文化センターだけ生き残っても、両側が土砂の絵図になっていたことで、孤立してしまう可能性もあるというような場所だと思います。ですので、その辺、避難所としての機能が本当に十分なのか、そこでいいのかとか、そういった前提があってこのようなことが行われたのか。そういったその、今回の経験で私たちは多分たくさんいろんなことを知ったと思います。その辺がもう少し活かされるような使い方をしていけばよかったのかなという部分もあったので、その辺、まあ変な言い方かもしれませんが、違うところに避難所の設置とかというものも必要だったのかなという部分があるんですけど、まあちょっと話がかわってしまうんですけど。そういったことを踏まえると、文化センターが全て避難所として利用できるものじゃないのかなとは思いますが、それに対してはどのようなお考えをお持ちなんでしょうか。

町 長 おっしゃられるとおりですね、きのうも河内の座談会でそういうような話がありました。特に今、中丸自治会長さん、結構熱心で、本当に感謝申し上げるところなんですけどね。御意見としては、やはり御高齢の方々が多くて、例えばひとり暮らしの方もいるので、例えば文化センターまで行くのもちょっと大変だよということで、もう少しこう、公共だけでなく民間の企業さんの建物も含めながら、高いところに逃げられる場所の確保だとかというのを今後考え

られないかという話もありました。我々もやっぱり身近なところに開設をして対応したいという思いは当然あるんですけども、なかなかそういったところの気がまだ回っていかないといひましようかね、ということもあって、今は文化センターというものは、その避難所としての機能も当然ありますけども、通常は普通の文化の拠点であったり、複合施設としての使い方とかというのもあるので、そういう使い方を当然しながらやっていく。避難所のその、一次避難所、二次避難所の考え方があると思うんですけどもね。そういった点で言うと、やっぱり近くに安全なところに避難をして、ある程度落ち着いたら大きいところに避難をしてくるというようなことなんかも考えると、やはりこの文化センターのその位置づけといひましようか、我々やっぱり防災の拠点となってる役場のすぐ隣にあるということもあって、いろんな面で町民の、避難者に対してのサービスも行き届くんじゃなかろうかと思っはいます。そういうことも鑑みながら、やはりこの文化センターのその延命ということも含めながらですね、最終的にはこの設備の更新をしなくてははいけないというふうな判断に至ったということなんです。以上です。

10番 齋藤 ありがとうございます。避難の件は話しにいくとまた別なことになってしまひますので、これに関してはこれ以上言ひませんけれども。1つだけ、町屋地区の人が松田の体育館に避難しようとしたら、ここではできませんよって断られたってことで、あそこ橋を1個越えてこっちに避難しなければはいけないという、あの橋がじゃあ落ちたら、向こうの人はどこに避難するのかなというふうになちょっと感じましたので。これ以上は余りもう言ひませんけれども、一応これで質問を終わります。

議 長 はい、よろしいですか。はい。ほかにはござひますか。よろしいですか。それでは以上で報告を終わります。